

農業会議通信

今月の一言

改正農地法等の施行に向けて

農地法等の改正案が、6月17日に可決・成立し24日公布され、年内に施行される。特に、農地法は昭和27年に制定されて以来の大幅なものである。前号のこの欄でふれたと思うが、成立とのタイミングの関係で間に合わなかった。少し遅くなったが、改正内容と今後の対応について書かせていただく。

農地制度については、これまでもその時代、時代に見直しが行われてきたが、今日の農地をめぐる諸問題を踏まえ、また、今後の我が国農業のあり方を見据え、改めて体系的に整備する必要があったものである。

まず、改正のポイントを端的に言えば、耕作者の地位の安定を図りつつ、食料供給力を強化する必要がある。農地の減少に歯止めをかけ、農地を確保する。農地の貸し借りをしやすくするなどして、有効利用を促進する、の大きく2つである。

については、公共施設も転用許可の対象にするとともに、違反転用は処分・罰則を厳格化する。は農地の所有者や借り主は、適正かつ効率的に利用する責任があるとされた。また、一般企業等も、不適正利用した場合、解除条件付きの契約締結などの要件が満たさ

れば、すべての農地で貸し借りができるようになった。いわゆる人口規制を緩和し、出口の規制を強化するものである。

このほか、農業生産法人の要件緩和、基盤強化法により農地を貸し付けた場合の相続税納税猶予の継続のほか、農地の面的集積を促進するための「農地利用集積円滑化団体」を全市町村に新設する。さらには、相続があつた場合、農業委員会への届け出が義務づけられ、農業委員会が利用あつせん等を行えるようにし、また、遊休農地対策として、所有者が分からなくても知事の裁定により権利設定できるなどの措置が講じられた。

今回の改正によって、一般企業等が農地を借りやすくなったが、まずは、農業者が自らの責務として有効利用を図るべきものと考えられる。この基本にたつて、農業委員は、こうした促進活動を行うとともに、関係機関・団体は、この機に、現地における農地の利用調整に向けた誘導・支援を急ぐ必要がある。

ともあれ、法改正に伴う運用は、農業委員会がその大半を担うことになり、業務の質・量ともに増大するので、組織体制の強化と予算の確保が不可欠である。このため、当会議としても、先月、県をはじめ県議会、市長会、町村会に対しこの実現についての支援を要請したところである。

同時に、農業委員会においても法施行に備え、改正内容を十分理

解するとともに、農地台帳や関係データの整備など予め準備を先行して進める必要がある。そのうえで、改正法が施行され新たな事案が発生した場合には、農業委員会が運用基準等に照らし、その都度、関係者とも協議し適正に処理していくことであると考えており、農業委員会系統組織として遣うべきを期して参りたい。

ところで、先の衆議院総選挙において民主党が圧勝、政権与党となった。

今日の農業・農村は多くの課題を抱えており、農業経営は縮小再生産になっている。もとより、農業は食料生産のみならず、多面的、重要な機能を有しており、「農は国の基」である。農業者が将来展望のもとに、意欲をもって農業に励むことのできる力強い農政を切に願って止まない。

岩手県農業会議 会長 佐々木正勝



農林水産部長へ農業委員会の体制整備等を要請 8.6

農業会議臨時総会、市町村農業委員会会長会議開催される「新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備等について」の要請活動が行われる耕作放棄地再生利用対策に取り組みしましょう農地の面的利用集積に取り組みしましょう「農の雇用事業」で研修生61人に達する農業者年金への加入推進をお願いします

(別表)○農地法改正に伴い農業委員会が行う新たな事務

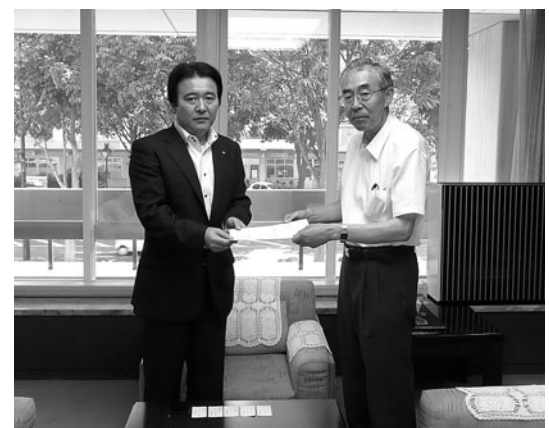
従来からの事務	
農地の権利移動関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の権利の設定・移転に関する許可(農地法第3条) ・ 農地の転用につき県知事が許可する場合の申請書の受理、送付及び意見書の添付(農地法第4条5条) ・ 市街化区域内にある農地の転用の場合の届出書の受理(農地法第4条及び5条) ・ 農業生産法人の指導等(農地法第6条～第9条) ・ 農地の賃貸借の解約等を知事が許可する場合の申請書の受理、送付及び意見書の添付(農地法第18条) ・ 農地等の利用関係の紛争についての和解の仲介(農地法第25条)
追加される事務	
農地の権利移動関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利取得を認める別段の面積の設定(農地法第3条第2項第5号) ・ 地域における農業の取組を阻害するような権利取得の排除(農地法第3条第2項第7号) ・ 農業生産法人以外の法人等に対する農地の権利設定の許可に際して市町村長への通知(農地法第3条第4項) ・ 農地の権利設定の許可を受けた農業生産法人以外の法人等からの農地の利用状況の報告の受理(農地法第3条第6項) ・ 農地の権利設定の許可を受けた農業生産法人以外の法人等に対し、周辺の農地の利用に支障を生じている場合における必要な措置を講じる旨の勧告(農地法第3条の2第1項) ・ 権利設定の許可の取り消し(農地法第3条の2第2項) ・ 相続等による権利取得者の届け出の受理(農地法第3条の3第1項) ・ 届け出に係る権利取得者に対する権利の設定のあっせんその他の必要な措置(農地法第3条の3第2項)
遊休農地対策関係	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地の利用状況についての調査(農地法第30条) ・ 低利用農地の所有者等に対する指導(農地法第32条) ・ 遊休農地である旨の所有者への通知又は所有者を確知することができない場合の公告(農地法第32条) ・ 遊休農地の農業上の利用に関する計画の届け出の受理(農地法第33条) ・ 届け出に係る計画内容が適切でない場合等の必要な措置を講ずべき旨の勧告(農地法第34条) ・ 勧告に基づいて講じた措置についての情報収集(農地法第34条第2項) 勧告を受けた者が従わない場合の所有権の移転等の協議を行う者の指定及び通知(農地法第35条)
農地に関する情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供(農地法第52条)

農業会議臨時総会、市町村農業委員会会長会議開催される

7月15日に、農業会議臨時総会と市町村農業委員会会長会議が開催されました。臨時総会は20年度の農業会議の事業報告と歳入歳出決算等の承認を求めるもので、これまででは次年度の3月に開かれる定期総会で承認を得ていたものですが、歳入歳出決算がまとまり次

第提案するべきとの判断から、この時期に開催することとしたものです。20年度の歳入額102,453,597円、歳出額102,420,3956円、収支差額249,641円となっております。市町村農業委員会会長会議は、新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備等について協議するために開催されたもので、全国農業会議所農地・組織対策部次長岩崎泰彦氏から「農地法

等改正に伴う農業委員会の新たな役割」について講演をいただいた後に、農業委員会の体制整備に向け7月、9月に県知事、県議会議長、市町村長、市町村議会議長、市長会会長、町村会会長それぞれに要請活動を行うことを申し合わせました。なお、農地法改正に伴い農業委員会が行う新たな事務については別表のとおりです。



佐々木一榮県議会議長へ要請 8.6

「新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備等について」の要請活動が行われる

農地法改正に伴い、現場で農地制度を運用する農業委員会の業務が質・量ともに大幅に増大することから、7月15日の市町村農業委員会議長会議の申し合わせに従い、佐々木農業会議会長ほか役員が、農業委員会に与えられた役割が果たせるよう、体制の整備等を求め、8月6日、佐々木一榮県議会議長、瀬川純農林水産部長へ、8月7日、谷藤裕明市長会会長へ、8月20日、稲葉暉町村会会長へ要請しました。

なお、県議会議長、農林水産部長へは、現在策定作業が進められている県の「新しい長期計画」に関して、本県が全国有数の食料供給県として、農業者が将来展望のもとに目標と戦略をもって意欲的に取り組むことができるよう、農業生産の拡大等による所得の向上を基本に据えた積極的な農業振興の方向を明示するとともに、農業者の取り組み意欲の結集と消費者の農業理解を深めるための県民運

動を展開するよう併せて要請しました。

また、農林水産部長には、県担い手育成支援協議会や農業会議が取り組んでいる事業を効果的に進めるため以下の6項目について県の特段の支援を要請しました。

- 1 耕作放棄地再生利用対策の推進
- 2 面的利用集積事業の推進
- 3 質の高い集落営農組織の育成
- 4 農業経営の法人化指導強化
- 5 「農の雇用」事業を実施している経営体及び研修生への巡回指導
- 6 事業制度の周知徹底

耕作放棄地再生利用対策に 取り組みましょう

平成20年度の耕作放棄地全体調査を受けて、今後3年間でこれらの農地を再生利用することとし、国は、21年度補正により耕作放棄地再生利用交付金を大幅に増額しています。この事業を積極的に活用し、地域の大切な資源である農地の有効な活用を図りましょう。

耕作放棄地再生利用交付金

○ 引き受け手が行う耕作放棄地の再生や土づくり、再生農地を利用する就農者への研修、作付け・加工・販売の試行、必要な施設の整備、権利関係の調査・調整等まで、総合的・包括的に支援

(1)再生利用活動(貸借等により耕作放棄地を再生・利用する取組み)

- ①再生作業(障害物除去、深耕、整地、家畜による刈払等)
 - ・ 荒廃の程度に応じ、3万円/10a又は5万円/10a
 - ・ 荒廃の程度が大きく重機等を用いて行う再生作業の場合【1/2等】
- ②土壌改良(肥料、有機質資材の投入、緑肥作物の栽培等)※
 - ・ 2.5万円/10a(最大2年間助成)
- ③営農定着(作物の作付け)※
 - ・ 2.5万円/10a(1年間助成)
 ※別途、自助努力等によって再生作業が行われた場合は、所有者が営農を再開する場合も含めて、土壌改良と営農定着を支援
- ④就農研修【定額】
 - ・ 農業法人等実践研修、I J Uターン等就農研修
- ⑤経営展開【定額】
 - ・ 経営相談・指導、実証ほ場の設置・運営、マーケットリサーチ、加工品試作、試験販売等

(2)施設等保管整備【1/2等】

- ・ 用排水施設、鳥獣被害防止施設、直売書・加工施設、市民農園、農業用機械、農業用施設等の整備

【詳しくは地方振興局農林部、市町村農林課等にご相談ください】

農地の面的利用集積に
取り組みましょう

これまでの担い手への農地利用集積の点検・評価を踏まえ、より効率的な土地利用型経営体を育成するため、21年度予算において「農地確保・利用支援事業」が創設され、さらに21年度補正予算において「農地集積加速化事業」が

追加実施されています。これらの事業は、委任・代理等を受けて農地を集める組織「面的集積組織」が仲介して、1戸以上の上のまとまった農地を担い手農家に貸し付けた場合において一定の交付金が支払われるものです。この機会に、地域でまとまって効率的な農地利用とするための取り組みを行いませんか。

●農地確保・利用支援事業

- (1) 面的集積された農地面積に応じた支援最大16,000円/10a
 - ① 1団地の新たな面的利用集積が1戸以上の場合
→16,000円/10a(国費8,000円)
 - ② 1団地の新たな面的利用集積が1戸未満の場合
→12,000円/10a(国費6,000円)
 - ③ 現在の農地所有者が、当面営農を継続し、5年以内に集積する場合
→8,000円/10a(国費4,000円)
※各単価には1,000円/10aの受益者負担を含む
- (2) 面的集積された農地の小規模な基盤整備を支援(最大10/10)
 - ① ほ場の大区画化のための畦畔除去
 - ② ①に伴う整地及び障害物除去
 - ③ 末端排水路等の暗渠化(水路の蓋かけ)

面的集積に取り組む地区の全農用地面積に占める新たに面的集積された農用地の割合	~25%	25%~50%	50%~75%	75%~
補助率	1/2	2/3	5/6	10/10

●農地集積加速化事業

21年度から23年度まで3年間に、1戸以上の面的集積につながる取組みを通じて農地の利用権の設定等を行う農地所有者に対して、最高15,000円/10a/年を最長5年分公布(全額国費)

平成21年度に貸し出した場合→25年度までの5年分、75,000円/10a公布
平成22年度に貸し出した場合→25年度までの4年分、60,000円/10a公布
平成23年度に貸し出した場合→25年度までの3年分、45,000円/10a公布

(※政権交代により予算の見直しもあり得ます。)

【詳しくは地方振興局農林部、市町村農林課等にご相談ください】

「農の雇用事業」で
研修生61人に達する

景気の急速な悪化にともない、他産業から農業法人等への就業を希望する若者等が多くなっていることに応え、国は昨年度の第2次補正予算で「雇用対策」の一環として農業法人等への就職に特化した標記事業を創設し、本県では本会と農業公社が連携して取り組んでいるところですが、さらに今年度の補正予算で8月に追加募集され、本県では20年度分と併せ34経営体に61人の研修生が採用されています。8月21日には盛岡市のホテルメトロポリタンニューウィングで、8月から研修生を社員として雇用している東北各県経営体の研修責任者約100人を対象とした指導者養成研修会が開催されました。

4月から研修生を雇用している経営主の事例報告で、青森県(有)みちのく農産の町精悦代表取締役からは、研修生の研修後の就農環境づくりを支援していること、岩手県(有)西部開発農産の照井耕一代表取締役社長からは、全国

に目を向ければ担い手候補は沢山いるので彼らの受け入れ環境を地域で整えることが重要であることなど、地域での積極的な受け入れ体制の整備が必要なが力説され、参加者も共感して聞き入っていました。研修生は将来就農することを目的としており、次代の担い手として期待されます。近くで、この研修生を雇用している農業法人等があると思いますので、心当たりのある方は、是非研修生に声をかけ、励ましていただくようお願いいたします。



事例報告する(財)西部開発農産 照井耕一社長

農業者年金への 加入推進をお願いします

8月6日に盛岡市アイーナにおいて、各農業委員会やJAの加入推進部長等160名の参加を得て、平成21年度農業者年金加入推進特別研修会が開催されました。研修では、農業者年金基金の藤井理事から農業者年金の運用状況等についての説明と宮崎県西都市農業委員会の児玉係長から加入推進

の取組み事例の報告があった後、

「外部から見た農業者年金制度の評価」について遠藤吉夫ファイナンシャルプランナーから講演をいただきました。

この中で、遠藤吉夫氏は農業者年金の有利性を次のようにまとめております。このことを未加入者の方々に説明し、一人でも多くの新規加入者の確保をお願いいたします。

新農業者年金の評価(有利性)・まとめ

農業者年金は高齢化社会に相応しい積立型年金であり、農業者の老後の自助・自立に欠かせぬメリットの多い年金制度である。長期投資として考えてみても極めて投資効果の高い投資である。

●制度面

- ①いわゆる年金問題のない「すっきりした」自助型・積立/長期投資型年金。
- ②終身保障
- ③個人口座制で積立・運用状況が毎年具体的にチェックでき生涯設計が立てやすい。
- ④特例付加年金制度あり(保険料の国庫補助)。

●投資効果

- ①租税公課が非常に大きく、実質の保険料は少なく、従って実質の運用成果はさらにアップする。また「元本」を割るリスクへの抵抗力あり。
- ②運用はマーケット次第ではあるが長期目標利回り2.6%達成の可能性は高い。

講演レジメ「外部から見た農業者年金制度の評価」遠藤吉夫 から抜粋

私 も ひ と こ と も 三 言

荒廃する農地に今思う

宮古市農業委員会
会長 佐々木重勝

農業は、食料の安定供給や国土の自然環境保全等、国民の大切ないのちとくらしを支えております。しかしながら、私たちの住む周りの農地をみると、年々遊休農地が増加しておりま

す。これは、農業の担い手不足、農業従事者の高齢化等さまざまな要因によるものと思われま

す。実際、周囲をみわたしても、長年農業にたずさわってきた方々の高齢化がすすんでおり、後継者がいない農家も少なくありません。また、生産条件の悪い農地の多くは遊休農地に変容しております。

よく耳にする言葉ですが、「私たちの働けるうちは、なんとか耕作したいが、・・・」その後は、どうなるのか自問自答してしまいます。

しかし、その一方で職を失い、新たな雇用を農業に求め、農業者になろうという若・壮年層が少なからず見受けられます。このことは、農業に対し、現状を憂うる悲観論者がいる一方、農業に希望を見出そうという人も多くいるものと心強く思っております。

また、先の国政選挙において、各政党が農業をはじめとする第一次産業について、熱く政策論争を交わすなど、かつてないほど農業施策に対して目が向けられております。このことは、農業を営む人た

ちばかりでなく、農業関係団体も明るい材料と捉えたいものです。

私たち農業委員には、農地の有効利用を促進していく使命があるわけですが、「農業委員の役割は極めて重要であり、農地パトロールを徹底しましょう」、「農地の貸借による利用をすすめ、かけがえのない農地を守り、有効利用しましょう。」というスローガンのもと、職責の原点にかえり、地区農家との相談活動を強化していきたいと考えております。

質問コーナー

1 農業委員の公選制について

農業委員が公選制によって選ばれるのはなぜですか。(A町農業者)

農業委員が農業者の選挙で選ばれるのは、農地に関わる法的措置を公正かつ円滑に行うことと、農業者の代表としての仕事等を行うためです。

農地は食料生産の基盤であり、食料の安定供給を図る上からも優良農地の確保と有効利用が必要であり、そのための担い手の育成・確保が大きな課題です。

農業委員会は、農業者の公的な代表機関として、これらの課題に取り組む役割が与えられており、行動力のある農業委員会が求められています。

そのため、選挙にあたっては、集落の持ち回りというのではなく、やる気のある農業者

2 団体推薦の選任委員について

や青年農業者、まだまだ数の少ない女性農業者や認定農業者等が立候補しやすい環境づくりを行うことが大切です。(「選挙の手引き」4頁)

団体推薦の選任委員が推薦団体の理事(経営管理委員)または組合員でなくなったときはどうなりますか。(B農業委員会事務局職員)

農業協同組合、農協共済組合の農業団体の推薦による委員が、その推薦母体である団体の理事(経営管理委員)または組合員でなくなったときは、その日に専任委員を失職します(農業委員会法第15条第5項)。ただし、その専任委員(組合員を含まない)が当該団体の理事等の任期満了前にさらに理事等に再選され、間断なく理事等に就任した場合は、理事等の地位を喪失したことにはならず、失職することなく引き続き委員としての身分を保有し、改めて選任の手続きをする必要はありません。(「選挙の手引き」124頁)

21年10月から12月までの主要な行事

- 10月15日
第349回常任会議員会議
(盛岡市教育会館)
- 10月下旬～11月上旬
農業委員ブロック別研修会
(沿岸・県北・県南)
- 11月12日
農業委員大会
(盛岡市都南文化会館)
- 11月13日
第350回常任会議員会議
(エスポワールいわて)
- 12月3日
全国農業委員会会長代表者集会
(東京)
県選出国會議員要請懇談会
(東京)
- 12月15日
第350回常任会議員会議
(エスポワールいわて)

編集後記

ある町の町長さんに「新農地制度の円滑な運用に向けた農業委員会の体制整備等について」の要請活動を行いました。その中で、町長さんから「農業が儲かっていればこんな面倒なことをしなくて済むのに・・・」と言われました。まさに、その通です・・・もともと、このために農業委員をはじめとする関係者一同、全

力を挙げて取り組んでいきます。農業委員会活動の充実に向け、さらなるご支援をお願いします。

衆議院議員選挙は選挙前の予想通り、民主党が圧勝しました。当選された議員の皆様には心からお祝いを申し上げます。今回の選挙はマニフェストを掲げての選挙でもありました。是非、マニフェストに沿って意欲を持って農業に勤しめるような経済社会が実現しますよう強くお願いします。(恭)